

宅建登録講習 お申込み上の注意事項

宅建登録講習(以下「登録講習」といいます。)は、国土交通大臣の登録を受けて実施する講習です。そのため、運営方法や受講条件は厳格に定められております。

申込み後、いかなる理由があっても返金はできません。

あらかじめご了承のうえ、お申込みください。

1. 登録講習の対象者

登録講習は、宅地建物取引業法第16条の2の15第1項に規定された登録実務講習に準じ、宅地建物取引士資格試験に合格し、宅建士証の交付を受けていない方を対象に実施する講習です。

※ すでに宅建士証の交付を受けている方は受講できません。

2. 従業者証明書の提出について

登録講習の受講には、「従業者証明書」の写しの提出が必須です。

- ・ 原本を縮小コピーしたものをご提出ください
 - ・ 従業者証明書をお持ちでない方はお申込みできません
-

3. お申込みについて(重要)

- ・ 受講申込みは先着順です
 - ・ お申込み後の変更・取消しはできません
 - ・ 申込み内容に不備がある場合、受付できないことがあります
 - ・ お申込み後は、速やかに受講料をお支払ください
 - ・ 受講料未納の場合、受講できません
 - ・ 受講料はいかなる理由でも返金できません
-

4. スクーリング(通学)について

- 本講習はスクーリング制です
 - 全日程への出席が必須となります
 - 遅刻・早退・欠席はいずれも認められません
 - 通信学習の提出期限に遅れた場合、スクーリングを受講できない場合があります
-

5. 修了試験について

- 修了試験はスクーリング最終日に実施します
 - 試験は全問記述式です
 - 不合格の場合、登録講習修了とはなりません
 - 再試験は実施しません
-

6. 不正受講について

以下に該当する場合、不正受講とみなし、修了証書の交付はできません。
また、受講料の返金は一切行いません。

- 本人以外が受講した場合
 - 虚偽の申告を行った場合
 - 講習中の不正行為が発覚した場合
-

7. 個人情報の取扱いについて

お申込み時に取得した個人情報は、
登録講習の運営および修了証書の交付等の目的にのみ利用します。

※ 法令に基づく場合を除き、第三者へ提供することはありません。

8. 解約・返金について(重要)

- お申込み後の解約・返金は一切できません
 - 天災・交通機関の乱れ等による欠席の場合も返金できません
-

9. 申込みの取消しについて

申込み内容に虚偽があった場合、受講を取り消すことがあります。
この場合も、受講料の返金はできません。

10. 教材・サービス提供期間について

- 教材等は登録講習実施期間中のみ提供します
 - 講習終了後の再発行・再提供はできません
-

11. 講師・運営体制について

講師および運営体制は、やむを得ない事情により変更となる場合があります。

12. お問い合わせ先

資格の大原 愛媛校

〒790-0003

愛媛県松山市三番町 6 丁目 8-3

TEL:089-934-8822

受付時間:

平日 10:00～19:00／土日祝 10:00～17:00

13. 著作権について

河原学園グループが提供する教材・情報等は、すべて著作権法により保護されています。
許可なく、非商業的かつ個人的目的で使用・複製・録画等を行うことはできません。

14. 責任について

河原学園グループは、本講習の受講により
お客様の知識・技術の向上等の目的が達成できなかった場合でも、一切責任を負いません。

また、教材配送の遅延・紛失、天候、法令、公権力の発動等の不可抗力による影響についても同様とします。

15. 準拠法

本注意事項は、日本国の法令を準拠法とします。

16. 裁判管轄

本注意事項に関し紛争が生じた場合、
当該学校所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

17. 注意事項の変更

本注意事項は、予告なく変更する場合があります。